

清須市水道事業
給水装置工事申込取扱要領
(第2版)

令和5年7月

清須市水道事業

目次

I 序論	1
1 作成目的	1
用語の定義	2
2 清須市の水道	2
II 給水装置工事の実施	3
1 一般的事項	3
2 設計基準及び施工時の注意	3
III 手続きの流れ	7
1 一般的事項	7
2 事前調査	8
3 給水装置工事申込	10
3 工事着手届及び量水器出庫願	17
4 工事竣工届及び完了届	20

I 序論

1 作成目的

この「清須市水道事業給水装置工事申込取扱要領（第2版）」は、本市水道事業（以下「市」）の給水装置工事の際に必要な各種申込や届出の取扱いについて定めるものです。昭和44年の事業開始以来、給水装置工事に係る申込や検査時の取扱いについて、申込者や指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」）より各種の問い合わせや疑問が呈され、その度に取り扱いを示してきたところです。

本書は、主に指定工事事業者を対象として、本市の給水装置工事に伴う各種申込や届出に関する書類を作成する際の一助となるよう一般的な記載例を示すとともに留意事項をまとめるものです。この第2版は、水圧テストの検査基準の見直し、市水道材料指定品の止水栓の型式変更及び配水管や給水引込管に関する受託工事などの取扱いについて「清須市水道事業受託工事及び破損復旧工事に係る費用の算定及び取扱いに関する要綱」として本年4月に定めたものを内容に追記しています。

なお、給水装置工事に係る技術的な指針については公益社団法人日本水道協会発行『水道施設設計指針（2012年版）』などを参照してください。

本書の利用に関して

本書は、給水装置工事に係る手続き、申込書や届出、添付資料を示すとともに、それらに記入すべき内容を示したものです。審査については個別に行いますので、本書のとおり申込書や届出を作成しても許可、受理されない場合があります。

本書の位置付け

本書のほか給水装置工事に際し、順守・従うべきものには優先すべき順に次のものがあります。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）及び清須市水道事業給水条例（平成21年清須市条例第107号）を始め関係法規
- (2) **本書**
- (3) 本書発行以前に発行した手引き及び各種周知文書（本書の記載内容と本書発行以前に発行した手引き及び各種周知と相違がある場合は、本書が優先するものとします。）
なお、従前の「春日地区で給水管取り出し工事を申請する指定工事事業者の皆様へ」は廃止します。

また、次の書籍も併せて参考としてください。

- ・ 公益社団法人日本水道協会『水道施設設計指針（2012年版）』

根拠法令・条例

本書で用いる根拠法令及び条例は次のとおりで、必要に応じて略称を用いて表記します。

1 給水装置工事申込等取扱要領

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）	法
清須市水道事業給水条例（平成 21 年清須市条例第 107 号）	条例
清須市水道事業給水条例施行規則（平成 21 年清須市水道事業規則第 3 号）	市則
清須市水道事業受託工事及び破損復旧工事に係る費用の算定及び取扱いに関する要綱（令和 5 年清須市水道事業告示第 1 号）	受託要綱

用語の定義

本書で用いる主な用語の定義を次に示します。

- (1) 配水管（配水本管） 清須市水道事業が主に公道上に縦断的に敷設し、複数の需要者に水を供給するための水道管をいいます。
- (2) 給水装置 需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいいます。
☞法第 3 条第 9 号、条例第 3 条
- (3) 給水引込管 給水装置のうち配水管からの分岐部から量水器（水道メーター）の接続部までの部分をいいます。
- (4) 一次側 給水管から量水器までの部分をいいます。
- (5) 二次側 給水装置のうち量水器より先の宅内の部分をいいます。

2 清須市の水道

給水区域

本市内の区域の水道は、清須市の後に春日と続く住所の区域を市（水道事業）が給水を行い、それ以外の区域は名古屋市上下水道局が給水を行っています。本書の対象とする区域は「清須市水道事業」の給水区域です。

Ⅱ 給水装置工事の実施

1 一般的事項

申込者への見積りの提示や契約にあたり

- ・ 指定工事業者は給水装置工事の見積依頼があった際は、できる限り無料としてください。有料の場合は、予めその旨を申込者に告知してから見積りを提示して下さい。
- ・ 給水装置工事の契約の際は、指定工事業者は施主に工事内容、施工方法及び工期などを明確に説明して下さい。

申込書・申請書の作成にあたり

- ・ 各種申込や申請を行うのは申込者・申請者であって指定工事業者ではありません。行政書士法の規定により、行政書士以外の者が業として申込者・申請者の意思なくして官公庁に提出する書類を作成すること、及び書類の内容について申込者・申請者に代わって意思を表明することはできません。指定工事業者が給水装置工事に係る申込書を市役所に提出する場合は、申込者の代理人ではなく、使用者との位置付けとなることに注意が必要です。
- ・ 申込・申請書類の修正（「補正」といいます。）が必要な場合は、申込者・申請者自らが補正しなければなりません。指定工事業者が申込者・申請者の意見を聞かずに補正することは禁じられています。

2 設計基準及び施工時の注意

設計基準

- ・ 給水区域の給水方法は地区の配水塔からの自然流下方式です。ポンプ圧送方式の水道事業者と比較し給水区域内全体の水圧が低いため、設計時は次の点に注意してください。
 - ① 直圧式による給水は2階までとします。3階以上の部分に給水する場合は受水槽を設置してください。受水槽を設けた建物については親メーター管理とします。
 - ② 加圧ポンプの設置、集中検針、一の敷地への複数の給水引込管の設置は認めていません。なお、「一の敷地」とは、1筆の土地又は隣接する2筆以上の土地で、形状及び利用状況により一体をなしていると認められる土地をいい、筆を単位とするものではありません。
- ・ 使用材料の品質確保のため指定品を設けています（表1）。指定部材を用いて設計及び施工して下さい。日本水道協会規格（JWWA規格）及び日本産業規格（JIS規格）の認証品は使用可能です。

3 給水装置工事申込等取扱要領

表 1 市水道材料指定品の例

材料・品名	主要メーカー名	型式
硬質塩化ビニル管 (HI)	セキスイ	JWWA 認証品であれば可
ポリエチレン二層管 (PP)	セキスイ	JWWA 認証品であれば可
ビニル管継手関係	セキスイ	JWWA 認証品であれば可
サドル分水栓	タブチ	NXVS・NXD
ポリエチレン管継手関係	名古屋バルブ	NY 式ポリジョイント
ボール式止水栓 (盗防 TH 形)	タブチ	BES-TH
逆止弁 (ラックソケット)	タブチ	LKMN (ユニオン×オネジ)
メーターボックス (樹脂)	前澤化成	SB
メーターボックス (鋳鉄)	慶和製作所	
一次止水栓 (共同住宅)	東洋バルブ	BSR-OR
一次止水ボックス (共同住宅)	前澤化成	(φ 25) SSB、 (φ 40) SSDD

施工にあたり

【施工時における近隣住民への配慮】

- ・ 早朝及び夜間は施工しないでください。
- ・ 工事によって発生した土砂及び廃棄物を搬出する際は、拡散防止の措置を講じるとともに飛散時には速やかに清掃してください。
- ・ 施工に伴う近隣住民からの意見などには誠実に対応してください。

【施工】

- ・ 給水装置工事の着手にあたっては、市施工、承認工事いずれかにもかかわらず市の承認を受けてからでなければ着手してはなりません。承認書の交付を受けないまま工事を行うと無断工事となり、指定工事業者の指定の取り消しなどの処分が科されます。
- ・ 配水本管の位置が図面と相違する場合や思わぬ埋設物がある場合があることから、施工の際は必ず配水本管や給水引込管の位置を確認した後、一次側より施工してください。

【施工時期】

地域の特性柄、出水期（毎年 6 月上旬から 9 月下旬ごろまで）においては、地下水位が大きく上昇します。そのため、出水期においては給水引込管の工事が困難となるため、施工時期にご注意ください。

【工事の完了・自己検査】

- ・ 給水装置工事の完了後、各衛生設備や給水管からの漏水や設置状況を確認してください。また、水圧テストを実施してください。
- ・ 給水装置工事の完了後直ちに完了届を提出してください。なお、「直ちに」とは「すぐに」「間髪入れずに」といった意味であることに注意してください。

(工事竣工届)

条例第9条 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を行ったときは、工事竣工後直ちに給水装置工事竣工届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- ・ 給水管の延長などの竣工(出来形)図面との照査、埋戻し・宅内舗装の確認など、手直しすべき点がないか(市の検査までにしておくべきことがないか)。
- ・ 社内検査も実施しましょう。

完了検査

【市検査の原則】

- ・ 竣工図面及び写真の提出をもって完了検査とします。写真に不備がある場合、現地での検査を行う必要があると認めた場合については、市による実地検査を行います。
- ・ 実地検査にあたっては、特段の事情がない限り、施工を行った指定工事事業者の給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」)を立ち合わせてください。
- ・ **完了検査に不合格となり再検査を行う際は必ず主任技術者を立ち合わせてください。**市から求めがあった場合は、主任技術者を立ち合わせなければなりません。
 - ☞ 清須市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成21年清須市水道事業訓令第5号)第13条

【主任技術者の役割(図1)】

- ・ 検査において説明を行うのは、主任技術者の役目であり、「実質的な関与」を十分行ったかどうかを確認する場でもあります。
- ・ 主任技術者は質問に対して、速やかに明快に説明するとともに積極的に説明する姿勢が求められます。
- ・ 検査は主任技術者が、自己の施工した給水装置工事に関して検査員、申込者にどのような施工管理を行ったかを説明する場です。

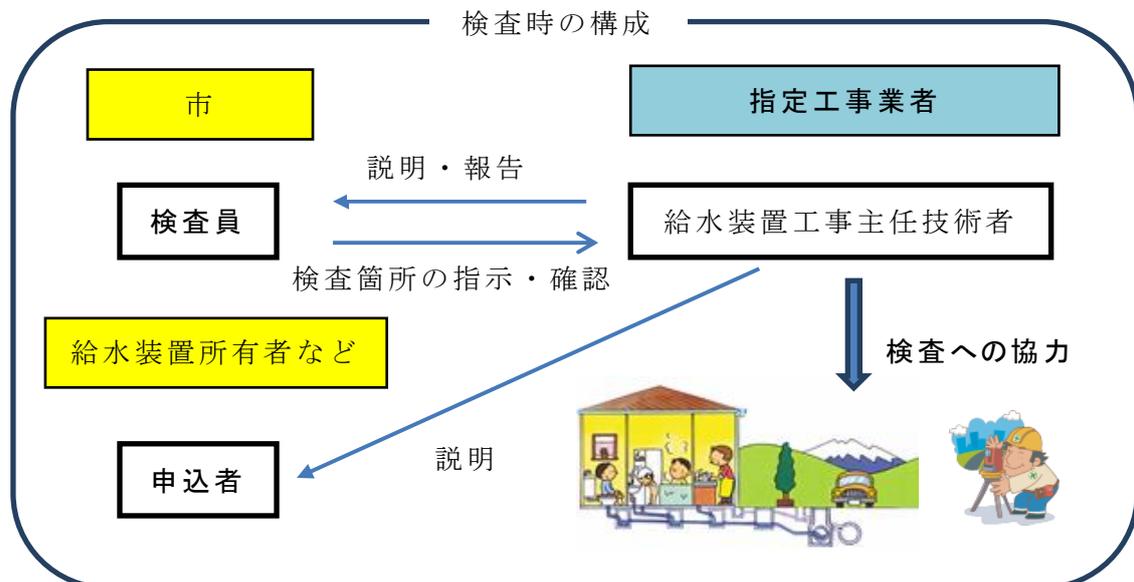


図1 給水装置工事完了検査のイメージ

【実地検査の日程調整】

実地検査が必要なものについては、市から連絡します。

【実地検査の実施手順】

- ① 指定工事業者は、測定器具（テストポンプ、スチールテープ、テープなど）を準備してください。
 - ② 主任技術者は、検査員からの指示により給水装置工事の性能などを証明するための測定に、積極的に関与し、その結果を報告してください。
 - ③ 検査終了後、後片付け（メーターボックスの蓋を閉める作業など）も、忘れないようにし、安全管理に配慮してください。
- ※ 検査時に申込者の立ち会いは必ずしも必要ありません。建物内を確認するため申込者などの入居前に検査を受けてください。入居後に検査が必要となった場合は検査員が立ち入る旨あらかじめ申込者に了承を得てください。

【主な検査項目】

- ① 量水器の新設・改造がある場合は、止水栓やメーターの取付けの状態は適切であるか。
- ② 衛生器具の規格や設置場所、管の位置や距離が図面どおりであるか。
- ③ 必要に応じ水圧テスト（1.75Mpaを1分間保持）を実施します。

Ⅲ 手続きの流れ

1 一般的事項

申請書・届出書への押印の省略

申請書及び届出書に記載のある申請者、届出者、承諾者の押印欄は、次の区分により押印を省略することができます。

- 〔・ 個人の場合 本人が自筆で署名（自署）する場合
- 〔・ 法人の場合 代表権を有する者がその氏名を自署する場合

本人以外が氏名を記入する場合、ワープロソフトやゴム印を使用する場合は、押印が必要です。

【注意事項】

本人以外の者が本人の署名と偽って文書を作成すると、刑法により罰せられます。

給水装置図面の作成

給水装置図面は、給水管布設状況を図示するものであり、給水装置の適切な維持管理を行うための資料として使用するため、明確かつ容易に理解できるように正確に作成してください。

1 給水装置図面の種類

- ・ 付近見取図 給水（申込）建築物又は敷地の位置及び付近の状況などを図示したものの。
- ・ 平面図 道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したものの。
- ・ 立面図 給水管の配管状況などを立体的に図示したものの。
- ・ 詳細図 平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したものの。

2 作図方法

【付近見取図】

- ・ 給水（申込）地の位置を赤で記入すること。
- ・ 付近の状況及び主要な建物などを記入すること。
- ・ 隣接地（両隣）の氏名や屋号、水栓番号を分かる範囲で記入すること。住宅地図や外観から分かる範囲で結構です。訪問、聞き取りは必要ありません。

【平面図】

- ・ 方位を記入し、原則として北を上として記入すること。
- ・ 縮尺は、1/100～1/200 の範囲で適宜作成すること。
- ・ 配水管の管種・口径及び位置を記入すること。
- ・ 布設する管の管種・口径・延長及び位置を記入すること。配管は赤で記入すること。
- ・ 給水栓など給水用具の取付位置を記入すること。
- ・ 隣接敷地との境界線を記入すること。

7 給水装置工事申込等取扱要領

【立面図】

- ・ 給水管及び配水管の口径の単位はmmとし、単位記号はつけない。配管延長の単位はmとし、単位記号はつけない。表示は小数第1位までとする。配管は赤で記入すること。
- ・ 管種・管類などの表示は所定の記号を用いること。
- ・ 水栓類の名称を記入すること。

【詳細図】

- ・ 平面図で表すことのできない部分を縮尺の拡大により、詳細に図示すること。

その他

書類を提出する際は、不備がないことを確認してから提出して下さい。不備がある場合で、提出者が申請者本人以外、正当に委任を受けた方以外の場合は書類を一度返却します。

2 事前調査

手続き概要

指定工事業者は、給水装置工事を行おうとする際は、見積額の算定や工期の設定のためにも事前に十分な調査を行ってください。給水装置工事の内容や規模はもちろんのこと、本市が管理する配水本管、既設給水装置の状況により工事費や工期に影響します。

最初に、給水装置工事を行おうとする土地の配水本管や給水装置の布設の状況を確認します。布設状況は、上下水道課窓口にて確認することができます。配水本管、既設の量水器・給水引込管の有無・状況を確認してください（図1）。状況の確認は電話での問い合わせでも構いません。ただし、電話ですと位置が相違する場合があるため、位置図の提示を求める場合があります。正確には上下水道課窓口にて台帳図面を確認してください。なお、台帳図面の印刷サービスは行っていませんのでご了承ください。台帳図面の転記やカメラで撮影することは可能です。

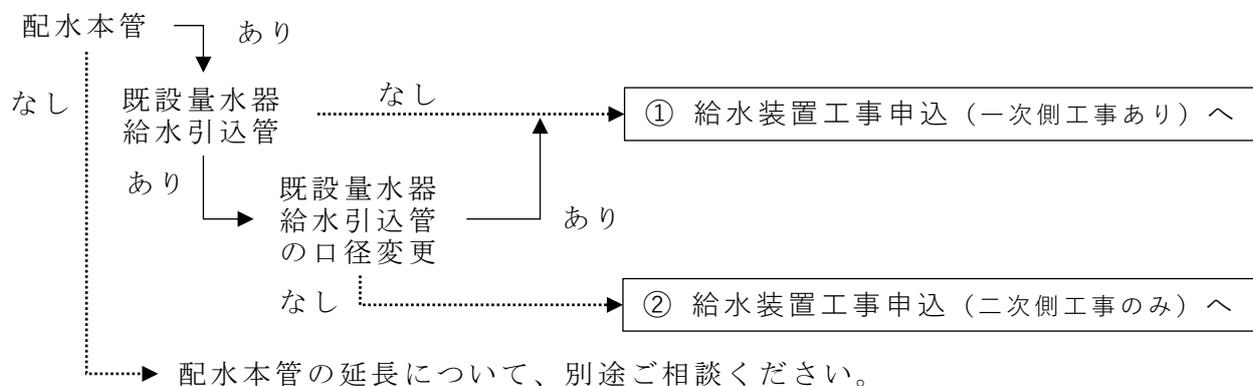
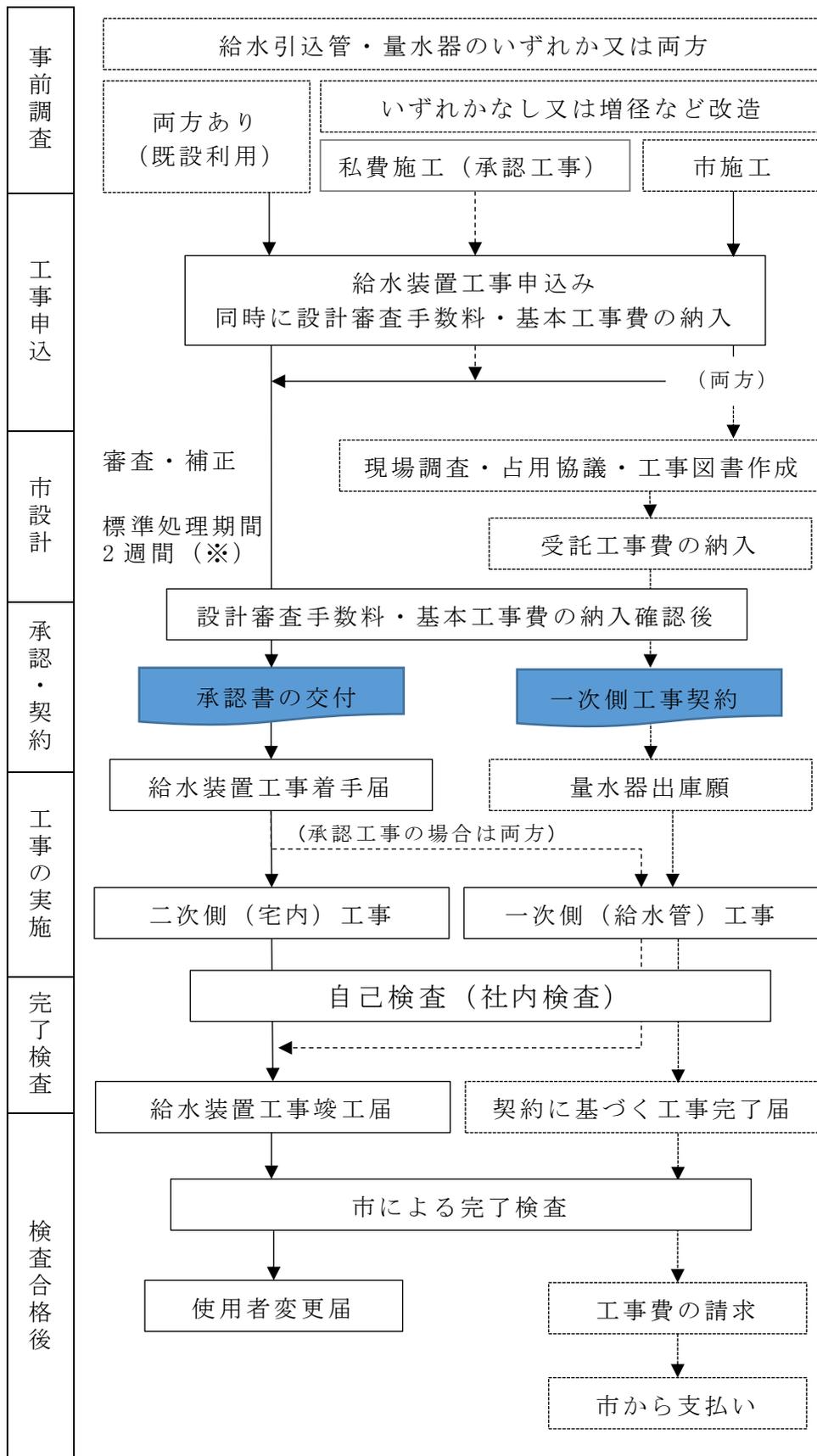


図2 水道の設置状況別の手続きフロー



【接続の状況】

上下水道課窓口にて水道台帳を閲覧できます。

【工事申込み】

○材料承認を同時に。
 ・既設・市施工：宅内部分
 ・承認工事：給水管から宅内までの部分

【※市施工の場合】

標準で2ヶ月から3ヶ月以上要します。

【承認・契約】

一次側を市施工とする場合は、申込みの承認日を工事契約日に合わせます。

【工事の着手】

承認なく着手してはいけません。

【量水器出庫願】

着手届に出庫の旨記載する場合は兼用可

【完了検査】

実地検査が必要と認める場合を除き写真検査とします。

【使用者変更届】

施工期間中の水道料金の請求先が、工事店や建築会社の場合は、検査合格後に施主や新使用者に変更します。

図3 給水装置工事に係る手続きフロー

3 給水装置工事申込

手続き概要

一次側の工事がある場合（図 2①）

水道を供給しようとする土地に給水引込管、量水器が設置されていない場合又は増径などの改造工事を実施しようとする場合は、宅内の給水工事とともに一次側の工事を行う必要があります。一次側の工事は次のいずれかの方法で行います。

- (1) 市施工 市が申込者から工事費を徴収し、市が主に指定工事業者に発注する方法
- (2) 承認工事 申込者と指定工事業者とで直接工事の契約を行い、申込者が市に工事の承認を求める方法

市施工、承認工事のいずれの方法によるかは申込者が選択してください。ただし、市の将来計画や給水量が必要となるなど市側の事情がある場合は、市施工とします。

(1) 承認工事の場合

- ・ 申込書の提出から承認までの標準処理期間は 2 週間です。ただし、**承認書は設計審査手数料及び基本工事費の納入を確認した後**でなければ交付しませんのでご注意ください。
- ・ 特段の事情がない限り宅内給水装置までの一体施工としてください。**給水装置工事申込を例えば一次側・二次側で分けた場合は、その都度設計審査手数料を徴収**します。

(2) 市施工の場合

- ・ 申込に基づき、市が一次側の設計を行い、申込書記載の指定工事業者に工事を発注します。設計金額が 130 万円を超える場合は入札、例えば道路復旧を伴う工事であって、指定工事業者に建設業法に基づく土木工事の許可がないなど必要な資格がない場合は他の事業者に発注します。
- ・ 標準的な工期は 3 か月です。ただし、**竣工を特定の時期に希望される場合であっても期限を約束するものではありません**。また、県道や国道の占用が必要な場合や前述の夏季の出水期の影響により掘削ができない場合は、さらに工期を延伸する場合があります。
- ・ 1 月末までの申込分について年度内に施工します。2 月以降の申込分は翌年度の施工となります。1 月末までの申込分であっても、工事の内容、本市予算上の都合がある場合は、翌年度の施工となる場合があります。申込者の全額負担とは言え、**公共工事ですので経済性を重視して施工**します。
- ・ **一次側の竣工期限を指定する場合は、承認工事により施工してください**。

二次側の工事のみの場合（図 2②）

- ・ 申込書の提出から承認までの標準処理期間は 2 週間です。ただし、**承認書は設計審査手数料の納入を確認した後**でなければ交付しませんのでご注意ください。

設計審査手数料及び基本工事費

給水装置工事申込の際、次の手数料及び基本工事費を徴収します。各表の口径とは、新設又は増径などの場合は設置予定の量水器の口径、既設量水器を利用の場合は既設量水器の口径をいいます。

【設計審査手数料】

設計の審査に要する手数料を徴収します（表2）。設計審査手数料の消費税は非課税です。

【基本工事費】

表3により基本工事費を徴収します。増径の場合の基本工事費は、新口径の額と既設の口径の額との差額となります。ただし、口径を小さくする場合はマイナスの金額となっても還付するものではありません。

表2 設計審査手数料

口径	金額（非課税）
13mm 以下	2,400 円
13mm 超 25mm 以下	4,800 円
25mm 超 50mm 以下	14,500 円
50mm 超 100mm 以下	36,000 円

表3 基本工事費

口径		金額（税込み）
13 mm	家事用	22,000 円
	その他	44,000 円
20 mm	家事用	66,000 円
	その他	132,000 円
25 mm		308,000 円
40 mm		792,000 円
50 mm		1,320,000 円
75 mm		2,750,000 円
100 mm		4,950,000 円

提出書類一覧

表4 給水装置工事申込必要書類一覧

	既設利用	一次側	
		承認工事	市施工
給水装置工事（新設、増設、改造、修繕）申込書（市則第1号様式）	1	1	1
付近見取図（案内図）縮尺10,000分の1以上（市則第1号様式裏面又は別紙）【※1】	1	1	1
自己材料検査申請書（市則第2号様式）	1	1	1
（建物の新築、改築又は増築する場合）建築確認済証の写し又はこれに代わる書類	1	1	1
平面図【※1】縮尺500分の1以上	1	1	1
（平面図で表すことができない器具がある場合）詳細図	1	1	1
立面図【※1】縮尺500分の1以上	1	1	1
受託工事申込書（附属図書を含む。）（受託要綱第1号様式）			1
（道路占用を伴う場合）道路占用許可申請書に添付する添付書類		3	3
（道路使用を伴い、市道路管理者を経由する場合）道路使用許可申請書（県証紙貼付）		2	2
その他本市が必要と認める書類	必要な部数	必要な部数	必要な部数

備考 表中の「※」欄は次に定めるところによります。

※1 各図面を A3 用紙 1 枚にまとめて記載することも可。

道路占用及び道路使用に係る手続き

本市を經由して所轄警察署長に道路使用許可を申請する場合

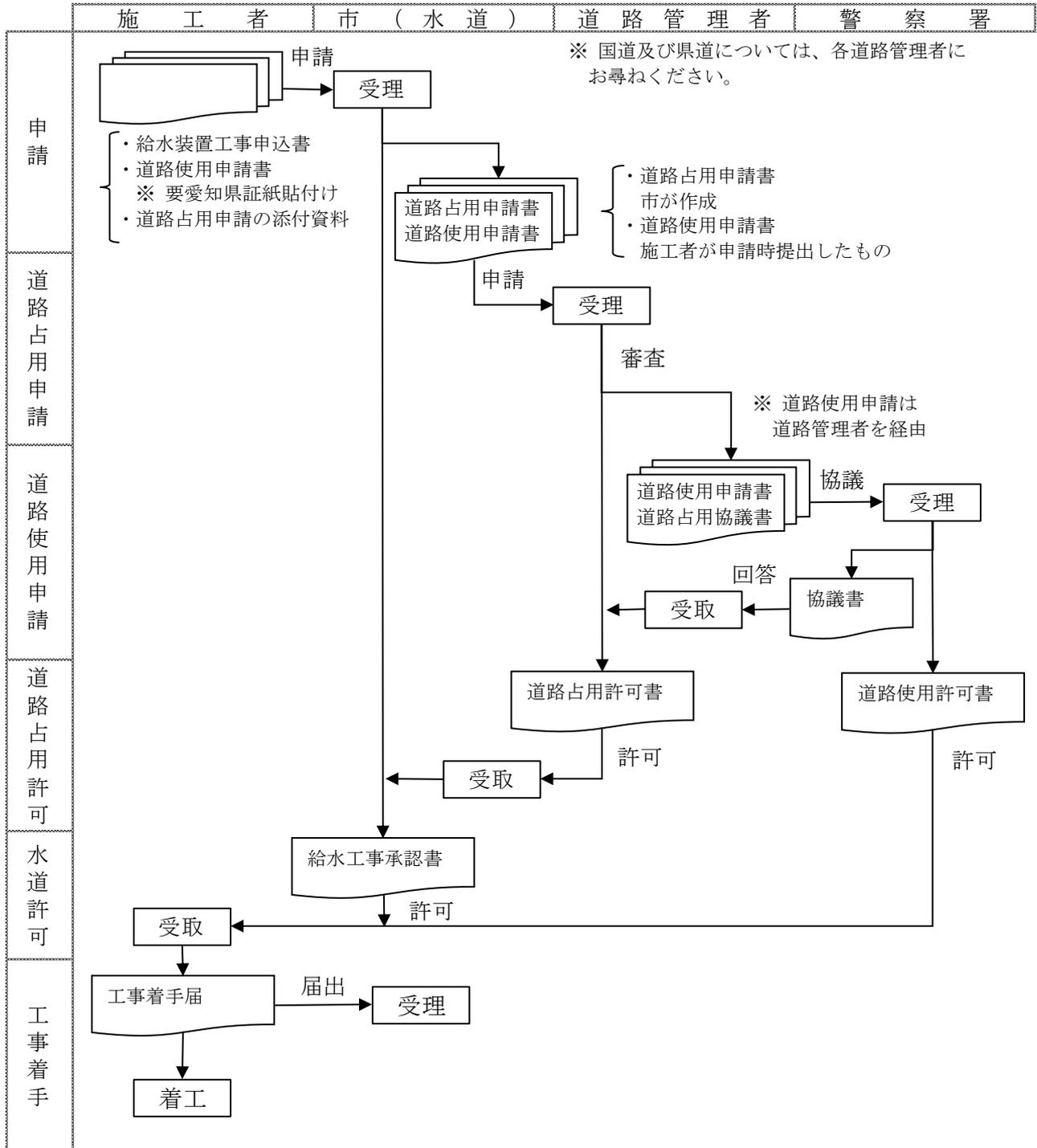


図 4 道路占用を伴い、本市を經由して道路使用申請をする場合の工事申込フロー

施工者が所轄警察署長に道路使用許可を申請する場合

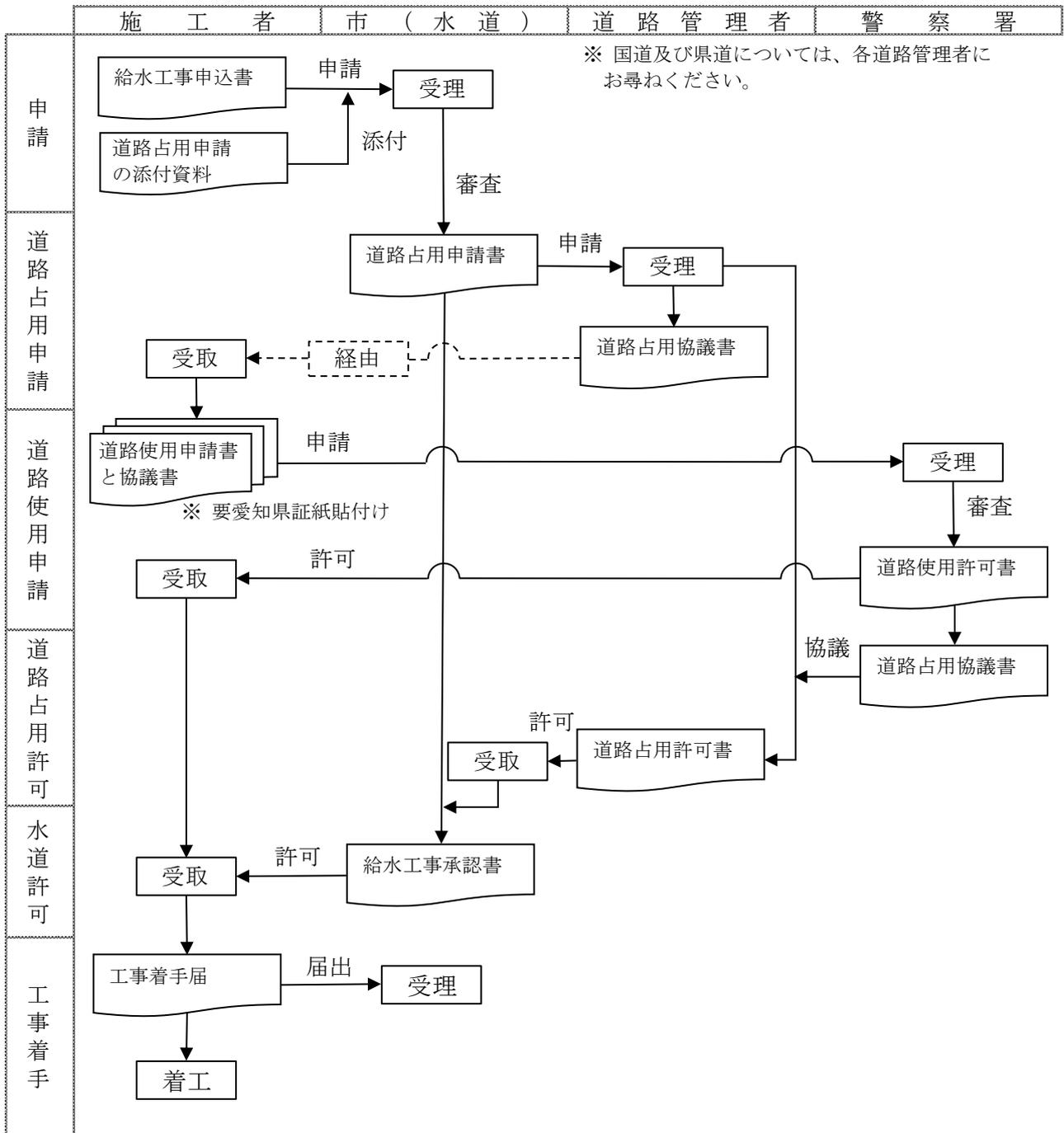


図 5 道路占用を伴い、施工者が道路使用申請をする場合の工事申込フロー

給水装置工事申込時の書類の記入例

【給水装置工事申込書（第1号様式）】

水道事業給水条例施行規則に規定する「給水装置工事申込書」（第1号様式）を使用してください。書類の作成にあたっては次の点に留意してください（図6）。

○ 申請区分

- ・ 新設 建物の新築や建て替えに伴い、給水装置を新たに設置すること。
- ・ 増設 既存の給水管や量水器の口径を変更すること。
- ・ 改造 増設の場合を除いて、給水装置の移設や配水経路の変更、衛生器具などの種別の変更を行うこと。
- ・ 修繕 単独水栓の取替えや補修、パッキンの交換や給水用具の部品の取替え（配管を伴わないもの）など簡易的な修繕以外の修繕工事をいいます。

○ 裏面

案内図を記載してください。別に図面を添付していただいても構いません。

【自己材料検査申請書（第2号様式）】

- ・ 給水装置工事申込書と同時に提出してください。
- ・ 屋外で使用するサドル栓や管材だけでなく、屋内で使用する洗面台やトイレなどの衛生器具に至るまで給水工事に使用する材料をすべて記載してください。
- ・ 使用材料は、部材を特定できるよう名称のほかメーカー名、材質・規格、型番、JWWA 認証記号・番号など必要に応じて記載してください。
- ・ 一次側・二次側で分けて記入してください。
- ・ 一次側が市施工の場合は二次側のみ記入して下さい。
- ・ 設計書や一覧表で分かる場合は「別紙のとおり」と記載し、使用材料が分かる書類を添付してください。

第1号様式(第4条関係)

(表) 市処理欄：記入不要

受付	年 月 日
	第 号

該当に✓を付してください。

給水装置工事(□新設、□増設、□改造、□修繕)申込書

工事場所	清須市春日 土地地番を正確に記入
給水装置所有者	住所 氏名 氏名にはフリガナを付してください。
土地、家屋、所有者	住所 氏名
代理人 (市外所有者のみ)	住所 氏名 該当に✓を付してください。
用途	<input type="checkbox"/> 家事用 <input type="checkbox"/> 業務用 <input type="checkbox"/> 官公署用 <input type="checkbox"/> 共用 <input type="checkbox"/> その他
建築確認許可又は受付番号	許可(受付) 年 月 日 第 号 確認済証などから転記
工事事業者	
供給希望年月日	年 月 日 ←
量水器	口径 mm 個 該当に✓を付してください。
家屋の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 作業所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他

上記のとおり給水装置工事の施行を申し込みます。

清須市長 様 2ヶ月程度先以降の日付としてください。 年 月 日
承認工事の場合は「年 月 日 承認工事」としてださい。

住所
申込者 氏名にはフリガナを付してください。
氏名 ㊞
(電話) — —

備考 本人(法人の場合は代表者)が自署する場合は、押印省略可

図6 給水装置工事申込書の書き方

第2号様式(第7条関係)

自己材料検査申請書	
年 月 日	
清須市長 様	
給水装置工事事業者 住所	
氏名 印	
給水装置工事に自己材料を使用したく検査手数料を添えて申請します。	
番 号	第 号 記入不要
工 事 の 場 所	清須市春日 土地地番を正確に記入
給水装置 の所有者	住 所 氏 名
申込書と同時に提出する場合は二重線で消してください。	
着 手 年 月 日	年 月 日
検 査 予 定 年 月 日	年 月 日 時 分
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者	
使 用 材 料	別に設計書や一覧表を添付する場合は、 「別紙のとおり」と記入してください。

備考 本人（法人の場合は代表者）が自署する場合は、押印省略可

図 7 自己材料検査申請書の書き方

4 工事着手届及び量水器出庫願

手続き概要

- ・ 給水装置工事承認書の交付後に工事に着手する前までに提出してください。
- ・ 量水器の出庫が必要な場合は、承認工事の場合であって給水装置工事着手届（市則第3号様式）の提出と同時に出庫を希望する場合は備考欄にその旨記載し、届出と出庫の時期が異なる場合、市施工による場合は量水器出庫願を提出してください。

提出書類一覧

表5 給水装置工事申込必要書類一覧

	既設利用	一次側	
		承認工事	市施工
給水装置工事着手届 （市則第3号様式）	1	1	1
（同内容を工事着手届に記載する場合は不要）量水器出庫願		(1)	(1)
その他本市が必要と認める書類	必要な部数	必要な部数	必要な部数

工事着手届及び量水器出庫願の記入例

【給水装置工事着手届（第3号様式）】

水道事業給水条例施行規則に規定する「給水装置工事着手届」（第3号様式）を使用してください。書類の作成にあたっては次の点に留意してください（図6）。

○ 番号

決定通知書に記載の番号を記入してください。

○ 備考欄

着手届の提出と同時に量水器の出庫を希望する場合は、次の事項を記入してください。

- ・ 口径及び数量
- ・ （使用開始年月日が着手年月日と異なる場合）使用開始年月日
- ・ （水道料金の請求先が給水装置所有者と異なる場合）請求先の住所又は所在、氏名又は名称、フリガナを記入してください。

【量水器出庫願（参考様式）】

着手届の提出日以降に量水器の出庫を希望する場合に提出してください。

第3号様式(第8条関係)

給水装置工事着手届	
年 月 日	
清須市長 様	
給水装置工事事業者 住所	
氏名 印	
<p style="color: red;">決定通知書の番号を記入</p> <p>給水装置工事に着手しますので、図面を添えて届出をします。</p>	
番 号	第 号 該当に✓を付してください。
工 事 の 種 別	<input type="checkbox"/> 給水引込管工事（承認工事） <input type="checkbox"/> 宅内給水設備工事
工 事 の 場 所	清須市春日 土地地番を正確に記入
給水装置 の所有者	住 所
	氏 名
着 手 年 月 日	年 月 日
給水装置工事 主任技術者	
備 考	<p style="color: red;">【量水器の出庫を同時に行う場合の記入例】</p> <p style="color: red;">次の量水器を出庫願います。</p> <p>φ20mm 1個</p> <p>料金の請求先：請求先が上記所有者と異なる場合</p> <p style="color: red;">清須市〇〇1番地</p> <p style="color: red;">清須 太郎（キヌ 知ウ）氏名にはリガナを付してください。</p>

備考 本人（法人の場合は代表者）が自署する場合は、押印省略可

図 8 給水装置工事着手届の書き方

給水装置工事着手届の提出と同時に量水器の出庫を希望し、
出庫の旨を着手届に記載する場合はこの届出は不要です。

参考様式 (着手届の届出日以降に出庫を希望する場合のみ提出)

量水器出庫願	
許可番号	第 号 決定通知書の番号を記入
量水器設置場所	清須市春日 土地地番を正確に記入 番地
口径・数量	口径 φ mm 数量 個 必要口径・数量を記入
使用開始年月日	年 月 日 使用開始日を記入 該当に✓を付してください。
料金請求先	<input type="checkbox"/> 届出者 <input type="checkbox"/> 下記のとおり
	住所又は所在 フリガナ 氏名又は名称 氏名にはフリガナを付してください。 連絡先
備考	

上記のとおり量水器の使用を開始したいので、出庫してください。

年 月 日

住所又は所在

届出者
(給水装置所有者) フリガナ
氏名又は名称 印

清須市長 様

備考 工事期間中の料金支払者が届出者以外の者の支払となる場合は、備考欄に請求先を記載してください。

図 9 量水器出庫願の書き方

5 工事竣工届及び完了届

手続き概要

工事竣工後直ちに提出してください。図面について、申込時の図面と現況が相違する場合は、現況に沿った図面を提出してください。

提出書類一覧

表 6 給水装置工事申込必要書類一覧

	既設利用	一次側	
		承認工事	市施工
給水装置工事竣工届 (市則第3号様式)	1	1	1
付近見取図(案内図)【※1】 縮尺 10,000 分の 1 以上	1	1	1
平面図(竣工図)【※1】 縮尺 500 分の 1 以上	1	1	1
(平面図で表すことができない器具がある場合) 詳細図(竣工図)	1	1	1
立面図(竣工図)【※1】 縮尺 500 分の 1 以上	1	1	1
(市則第3号様式の竣工届に添付) 工事記録写真【※2】		1	1
(契約行為に伴う完了届) 完了届			1
(契約の完了届に添付) 工事記録写真(一次側給水装置)【※2】			1
その他本市が必要と認める書類	必要な部数	必要な部数	必要な部数

備考 表中の「※」欄は次に定めるところによります。

※1 各図面を A3 用紙 1 枚にまとめて記載することも可。

※2 次の写真を提出してください。掘削穴、構造物内では適宜照明を当て鮮明に撮影してください。

(1) 着手前の状況(一次側)

(2) 使用部材写真(衛生器具は着手中写真に記載)

(3) 着手中の状況

ア 給水管の取出工事を伴う場合

- ・ 掘削深や掘削幅がスタッフやテープを当てて分かること。
- ・ 分水栓の設置状況
- ・ 分岐部、止水栓、メーターについてテープ等でオフセットを取ること。

イ 衛生器具の設置状況(型番、JWWA 認証記号・番号等が分かること。)

(4) 着手後の状況

ア 水圧テストの状況(指針、保持時間が判別できること。)

イ メーターボックス設置の状況(メーター、止水栓等の設置状況が判別できること。)

ウ 舗装復旧状況

第4号様式(第9条関係)

給水装置工事竣工届	
年 月 日	
清須市長 様	
給水装置工事事業者	
住所	
氏名 ㊟	
給水装置工事が竣工 <small>しゅん</small> しましたので、竣工 <small>しゅん</small> 図面を添えて届出をします。	
番 号	第 号 決定通知書の番号を記入
工 事 の 種 別	<input type="checkbox"/> 給水引込管工事（承認工事） <input type="checkbox"/> 宅内給水設備工事
工 事 の 場 所	清須市春日 土地地番を正確に記入 該当に✓を付してください。
給水装置 の所有者	住 所
	氏 名 氏名にはフリガナを付してください。
着 手 年 月 日	年 月 日
検 査 予 定 年 月 日	年 月 日 写真を提出する場合は二重線で消してください。検査が必要な場合は、連絡します。
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者	
備 考	

備考 本人（法人の場合は代表者）が自署する場合は、押印省略可

図 10 給水装置工事竣工届の書き方

令和 4年4月15日 初版
令和 5年7月31日 第2版

申請書類提出先・お問合せ先

清須市水道事業（市役所南館 2 階 上下水道課）

〒452-8569 清須市須ヶ口 1238 番地

電 話：052-400-2911（代表）

ファクス：052-400-2963

e メール：jogesuido@city.kiyosu.lg.jp